

歯科技工士法施行規則

第三章 指示書及び歯科技工所

(指示書)

第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。

一 患者の氏名

二 設計

三 作成の方法

四 使用材料

五 発行の年月日

六 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地

七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地

※アンダーラインが今回改正された箇所